

建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応等について

令和4年6月6日

環境省 大臣官房環境保健部環境保健企画管理課
石綿健康被害対策室

1. 石綿健康被害救済小委員会の 開催スケジュール

今年度の石綿健康被害救済小委員会の開催スケジュール

令和4年

6月6日

令和4年度 第1回 石綿健康被害救済小委員会

- 建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応等について
- 石綿健康被害救済制度の施行状況等について

8月頃

令和4年度 第2回 石綿健康被害救済小委員会

- 平成28年に実施した評価・検討からのフォローアップ
- ヒアリング
- 論点整理

9月頃

令和4年度 第3回 石綿健康被害救済小委員会

- 平成28年に実施した評価・検討からのフォローアップ
- ヒアリング
- 論点整理

以降数回開催し年度内にとりまとめ

2. 建設アスベスト給付金法の施行

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 概要

第1 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等（※）において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める

※最高裁判所平成30年（受）第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決、最高裁判所平成31年（受）第495号令和3年5月17日第一小法廷判決、大阪高等裁判所平成28年（ネ）第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第2 対象者（特定石綿被害建設業務労働者等）

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病（※）にかかった労働者又は一人親方等

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）及び良性石綿胸水

【表1】

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

第3 給付金の支給等

① 給付金の支給

国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給

（①、③の支給のために計4,000億円程度を要する見込み）

1 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6 上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7 上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- ✓ 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者（肺がんにかかったものに限る）に係る減額
- ✓ 請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時／死亡時から20年
- ✓ 差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金（【表2】における区分の差額分）を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

第4 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

令和4年1月19日

令和3年12月1日

○施行期日：公布（令和3年6月16日）後1年以内で政令で定める日（基金等については、令和4年3月31日までの間で政令で定める日）

○検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方

特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会における認定状況

<令和3年度>

第1回(1月31日開催) 認定審査会の立ち上げ

第2回(2月25日開催) 86件 認定

<令和4年度>

第3回(3月28日開催) 121件 認定

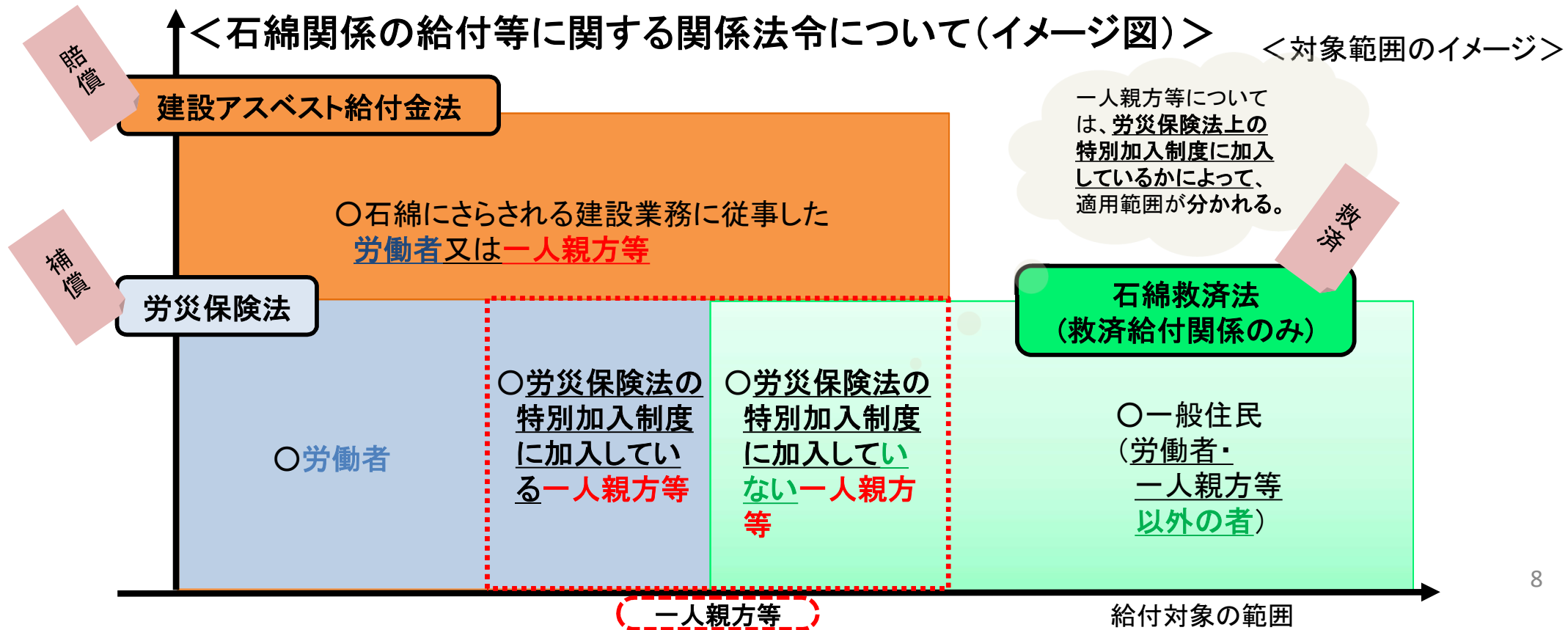
第4回(4月25日開催) 123件 認定

※令和4年5月末時点で、計330件を認定

3. 建設アスベスト給付金制度の施行に係る石綿健康被害救済制度の対応

建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応①

- 「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)」に基づく石綿健康被害救済制度では、労災保険制度による給付の対象とならない者を対象としているところ。
- 他方、本年1月に施行された「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律(令和3年法律第74号)」に基づく建設アスベスト給付金制度では、石綿にさらされる建設業務に従事することにより、石綿関連疾病にかかった労働者又は一人親方等を対象としており、労災保険制度による給付の対象とならない者も一部対象として救済給付を行うこととされている。
- これにより、一部の者については建設アスベスト給付金制度及び石綿健康被害救済制度の両制度へ申請を行うことができる。



建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応②

- 一部の者については両制度への申請が可能でありどちらも疾病の医学的な評価を行うことから制度運用の効率化の観点により、以下のとおり連携していくこととしたい。

(1) 先に建設アスベスト給付金制度で認定となった者であって 石綿健康被害救済制度に申請した者の取扱い

建設アスベスト給付金制度で認定となった者が石綿健康被害救済制度に申請した場合であって、建設アスベスト給付金制度で認定となった疾病が石綿健康被害救済制度に申請した疾病と同一である場合は、石綿健康被害救済制度での医学的判定を不要とし、環境再生保全機構は環境大臣へ医学的判定を申し出ることなく救済法に基づく認定を行うものとする。

ただし、石綿健康被害救済制度の対象疾病のうち石綿肺については著しい呼吸機能障害を伴うか否かの医学的判定を行う必要があることから医学的判定の申し出を行うこととする。

● 建設アスベスト給付金制度の対象疾病

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ④ 石綿肺
- ⑤ 良性石綿胸水

● 石綿健康被害救済制度の対象疾病

- ① 中皮腫
- ② 肺がん
- ③ 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- ④ 著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺

建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応③

(2) 建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の両方に申請中の者であって先に石綿健康被害救済制度の医学的判定の結果が不認定相当となった者の取扱い

建設アスベスト給付金制度と石綿被害救済制度の両制度の対象となる同一の疾病であっても、石綿を吸入することにより指定疾病に罹患したかどうかの明確な判定が困難な申請者については、両制度の医学的な評価結果が異なるものとなる可能性がある。

この点を踏まえ、石綿被害救済制度において建設アスベスト給付金制度との間の隙間のない迅速な救済を図るため、同一の疾病について建設アスベスト給付金制度と石綿健康被害救済制度の両方に申請中の者については、建設アスベスト給付金制度での医学的評価も尊重して認定審査を行うこととする。

具体的には、石綿健康被害救済制度での医学的判定に関し、中央環境審議会から不認定相当との判断がなされた者については、石綿健康被害救済制度での不認定処分を一旦保留とした上で、建設アスベスト給付金制度での医学的評価も尊重し、その結果に応じて認定又は不認定の処分を行うこととする。ただし、石綿肺については、建設アスベスト給付金制度で認定となった場合でも石綿健康被害救済制度において著しい呼吸機能障害の有無を確認する必要があることから、当該有無の医学的判定結果に応じて処分を行うこととする。

<建設アスベスト給付金制度で認定(○)となった場合の石綿健康被害救済制度の対応>

	中皮腫	肺がん	著しい呼吸機能障害を伴う びまん性胸膜肥厚	著しい呼吸機能障害を伴う 石綿肺
建設アスベスト給付金制度	○	○	○	○
上記を受けた 石綿健康被害救済制度の対応	○	○	○	呼吸機能に関する 医学的判定に応じる

建設アスベスト給付金制度の施行に係る 石綿健康被害救済制度の対応④

(3) 追加書類の提出について

(1)及び(2)の運用を行うに当たっては、建設アスベスト給付金制度に基づく認定結果を尊重しつつも、環境省自らが認定結果の妥当性を把握するべきであることから、必要に応じて追加の書類を求めていくこととする。

(4) 建設アスベスト給付金制度における石綿健康被害救済制度の認定結果の尊重について

建設アスベスト給付金制度においても石綿健康被害救済制度の認定者が、同一の疾病について建設アスベスト給付金制度へ申請する際には「石綿関連疾病に罹患していることを証明する資料」は不要とされており、石綿健康被害救済制度の認定結果を尊重して審査を行うこととしている。